



審 1106-M0110 号
2011 年 6 月 23 日

関係各位

(財) 日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎 康弘

基本的用具上の震災応援メッセージ等の表示について

サッカー競技規則第 4 条にある「国際サッカー評議会の決定」には、「基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なメッセージをつけてはならない」と規定されており、すべての公式戦において、このようなメッセージを基本的用具（ユニフォームや靴）に表すことは認められていません（2007 年競技規則から）。

しかしながら、現在の日本において、東日本大震災から復旧、復興は第一に目指すことであり、そのための支援、応援は、物質的、金銭的のみならず、精神的にも必要なことです。この観点から、本年 6 月 21 日開催の当協会理事会において、限定的ではあるものの、日本において、下記により基本的用具へのメッセージ表示を認めることとなりましたので、知らせします。

なお、メッセージの表示にかかる承認手続等については、別添（2011 年 6 月 23 日付け「総 11-0025」）の文書が発信されます。

記

1. 期 間 2011 年 3 月 12 日～2012 年 3 月 31 日
2. 表示内容 東日本大震災からの復旧、復興支援を趣旨とするメッセージに限る。
3. 表示箇所 シャツ、ショーツ、あるいは靴への表示とし、その大きさ等については、2011 年 6 月 23 日付け「総 11-0025」による。
4. 承認手続 2011 年 6 月 23 日付け「総 11-0025」による。
ただし、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）については、Jリーグが 2011 年 6 月 23 日付け「総 11-0025」に基づいて手続を行う。
5. その他 試合において審判員が違反を確認した場合、審判報告書に記載し、競技会の主催者へ報告する。競技会主催者は、違反についで対応する。

以上

サッカー競技規則

第4条 — 競技者の用具

基本的な用具

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである。

- 袖のあるジャージーまたはシャツ—アンダーシャツを着用する場合、その袖の色はジャージーまたはシャツの袖の主たる色と同じでなければならない。
- ショーツ—アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。
- ストッキング
- すね当て
- 靴

国際評議会の決定

決定 1

競技者は、スローガンや広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。身につけなければならない基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なメッセージをつけてはならない。

スローガンや広告を見せるためにジャージーまたはシャツを脱いだ競技者は、競技会の主催者によって罰せられる。身につけなければならない基本的な用具に、政治的、宗教的または個人的なメッセージをつけた競技者のチームは、競技会の主催者または FIFA により罰せられる。

- * 個人的メッセージとは、単に一個人のメッセージのみならず、チームや団体個々（パーソナルな）メッセージを含む。
- * 本年3月29日の日本代表とJリーグ選抜がチャリティーマッチにおいて、シャツに「がんばろう ニッポン」のメッセージを競技者が付けたが、これは当該試合が公式戦ではないこともあり、FIFA から特別に許可を得て行ったものである。一方、U17や女子のワールドカップ、国際親善試合等での日本代表のユニフォーム上の掲示については、FIFA から認められないと回答されている。さらには、競技者のシャツ上の“Respect”の表示も不可と回答されている。